

(写)

龍ヶ崎市表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 9 月 2 6 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 3 2 号

龍ヶ崎市表彰条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市表彰条例（平成 2 6 年龍ヶ崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（表彰の時期） 第 8 条 表彰は、毎年 <u>1 回、市長が定める日</u> に行う。ただし、市長が必要と認めるときは、随時行うことができる。 2 省 略	（表彰の時期） 第 8 条 表彰は、毎年 <u>文化の日</u> に行う。ただし、市長が必要と認めるときは、随時行うことができる。 2 省 略

付 則
この条例は、公布の日から施行する。